

南大沢スマートシティ協議会 設置要綱

令和 2 年 10 月 27 日

改正 令和 5 年 7 月 31 日

改正 令和 5 年 10 月 20 日

改正 令和 6 年 8 月 9 日

改正 令和 7 年 6 月 30 日

(名称)

第 1 条 本会は、南大沢スマートシティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 南大沢駅周辺地区は、大学、広域商業施設等の立地が進み、地区の内外から多くの人が訪れるにぎわいのある拠点が形成され、学術研究とまちづくりが連携するエリアである一方、丘陵地のため、居住者の移動に負担があり、高齢化を見据えた取組などが課題となっている。

こうした課題を踏まえ、最先端技術の研究と ICT などの活用を図りながら、南大沢駅周辺地区において持続可能なスマートシティを目指す必要があり、そのためには、地域の課題を抽出した上で、対応策等について多くの関係者との調整や合意形成及び専門的見地からの検討が不可欠である。

そこで、同エリアにおける様々な関係者が参画する「南大沢スマートシティ協議会（以下、「協議会」という。）を設立し、中長期的な取組について検討することを目的とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、別紙の協議会委員をもって組織する。

(協議会)

第 4 条 協議会は、協議会座長が招集する。

2 協議会は、協議会座長が必要があると認めるときは、協議会構成員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 協議会は原則非公開とする。ただし、協議会の資料及び議事概要は、原則として公開する。

(部会等)

第 5 条 協議会運営事務局は、南大沢駅周辺エリアにおけるスマートシティの実現に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下に部会等を設置することができる。

(協議会運営事務局)

第6条 協議会の庶務は、株式会社多摩ニュータウン開発センター事業推進本部営業課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会運営事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

南大沢スマートシティ協議会

委員名簿

座 長	清水 哲夫 東京都立大学都市環境学部観光科学科教授
委 員	石川 博 東京都立大学システムデザイン学部情報科学科特別先導教授
委 員	岡村 祐 東京都立大学都市環境学部観光科学科准教授
委 員	東京都都市整備局多摩ニュータウン事業担当部長
委 員	東京都都市整備局先端技術調整担当部長
委 員	東京都デジタルサービス局つながる東京整備担当部長
委 員	東京都総務局都立大学調整担当部長
委 員	東京都公立大学法人東京都立大学管理部長
委 員	八王子市都市計画部長
委 員	八王子市産業振興部長
委 員	八王子商工会議所副会頭
委 員	三井不動産株式会社商業施設・スポーツ・エンターテインメント本部 商業施設運営二部長
委 員	京王電鉄株式会社開発事業本部沿線価値創造部長
委 員	株式会社イトーヨーカ堂店舗管理部スタッフ
委 員	株式会社多摩ニュータウン開発センター代表取締役社長 (「元気な街」南大沢協力の会会長)
委 員	NTT コミュニケーションズ株式会社 BS 本部第二 BS 部第七 G 担当部長
委 員	KDDI 株式会社経営戦略本部経営企画 2 部グループリーダー
委 員	ソフトバンク株式会社渉外本部渉外企画部長
委 員	東日本電信電話株式会社ビジネスイノベーション本部社会基盤ビジネス部長
委 員	富士通 Japan 株式会社 Public & Education 事業本部東京都ユニット シニアマネージャー

別 紙

委 員 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部多摩エリア経営部
団地マネージャー

委 員 株式会社ベスプラ代表取締役 CEO

委 員 東京都住宅供給公社住宅総合企画部住宅再生推進担当部長

アドバイザー 小根山 裕之 東京都立大学都市環境学部都市基盤環境学科教授

アドバイザー 相原 健郎 東京都立大学都市環境学部観光科学科教授

事 務 局 株式会社多摩ニュータウン開発センター事業推進本部営業課
南大沢スマートシティ協議会事務局